

商品概要説明書

令和2年11月2日現在適用中

1. 商品名 (愛称)	・貯蓄預金 (愛称: スナフキン)
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・特に期間の定めはありません
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・随時預け入れできます ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しできます
6. 利息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金	変動金利 ・10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・毎年2月と8月の当金庫所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利息には20%の源泉分離課税がかかります (国税15%・地方税5%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	・「普通預金」との間で資金を移動させるスイングサービスの取扱いができます ・マル優の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
12. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用いただけません ・「総合口座」の取扱いはできません ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます